

●個人経営を営む事業所から出るごみの取り扱いについて

事業系のごみ（事務所、店舗、学習塾、理容・美容室、食堂、工務店、医院など個人経営を営む事業所から出るごみ）は、家庭ごみ収集場所には絶対に出さず、廃棄物収集運搬業務許可業者に依頼するか、清掃センター（※）に自己搬入してください。（産業廃棄物を除く）

昼食時や休憩時間に出たコンビニの弁当容器やジュース缶・ペットボトル、お菓子の袋なども事業系廃棄物になります。

●引っ越しや大掃除などで発生する一時的な大量のごみは、清掃センターに自己搬入するか、廃棄物収集運搬業務許可業者に回収を依頼しましょう。

清掃センターへ直接搬入する場合の問い合わせ先
伊達地方衛生処理組合清掃センター Tel 024-582-2051

廃家電製品の適切な処理について

- ・家電リサイクル法対象の廃家電製品は、以下のとおり引き渡してください。
（対象品目：エアコン、テレビ、冷蔵庫及び冷凍庫、洗濯機及び衣類乾燥機）

①買い替えをする場合

新たな製品を購入する販売店に引き取りを依頼する。

②買い替え以外の場合

家電リサイクル券を郵便局で購入のうえ、当該製品を購入した販売店か指定取引場所に搬入する。
（指定取引場所：豊富産業(有)Tel 024-553-3714）

※運搬を依頼する際は、必ず町の許可を受けた業者に依頼をしてください。許可業者については町ホームページまたは当係へご確認願います。

不法投棄は犯罪です。法律により厳しく罰せられます。

ごみをみだりに捨てることは、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（廃棄物法）により禁止されています。5年以下の懲役もしくは1千万円以下の罰金に処され、または併科されます。

——ごみは正しく出しましょう！——

家電リサイクル法対象品は出せません。



指定でないコンテナは使用しないでください。



カンは指定のコンテナに出してください。



ビンは色別に分別し、キャップはもやせないごみに。



ごみ出しはルールを守って！

分別されていないごみが収集所へ出されている事例が増えています。分別されていないごみは収集されません。ごみは種類ごとに収集日が決まっています。ルールを守って収集所へ出しましょう。また、収集できないごみ（不適ごみ）は絶対に収集所に出さないようにしましょう。

●ごみの種類と出し方

ごみの種類	出し方
もやせるごみ	指定ごみ袋
もやせないごみ	指定コンテナ
ペットボトル・ガラスビン プラスチック製容器包装	資源専用袋
粗大ごみ	そのまま
古紙類（資源回収物）	種類ごとに束ねる



●指定コンテナは、町民税務課生活環境係で販売しています。 （大きいコンテナ ￥1,200 小さいコンテナ ￥1,000）

- ・回収が終わり、空になった指定コンテナは、早めに持ち帰りましょう。置いたままにすると、そこに不法投棄される可能性があります。
- ・指定コンテナ以外で出さないようにしてください。
- ・指定コンテナ以外のものについては、粗大ごみとして回収します。

●指定ごみ袋、資源専用袋は町内の小売店・量販店にて購入してください。

●収集日以外、指定収集場所以外にはごみを出さないようにしましょう。

- ①ごみは種類ごとに分別して、出し方を守って収集所へ出してください。
「ごみの分け方・出し方」をご覧ください。
- ②ごみの収集日は地区毎に決まっています。
「ごみ収集カレンダー」をご覧ください。
- ③お住まい地区内の収集所にごみを出してください。
- ④収集日当日の朝 8 時までに出してください。
- ⑤指定ごみ袋、指定コンテナにお名前を書いてください。



「ごみの分け方・出し方」、「ごみ収集カレンダー」は、川俣町役場 町民税務課で配布しています。